

I 東京編

は し が き

平和条約会議はいつどこで開かれようか、また、全権はどうなるであろうかなどについて、第1次・第2次・第3次交渉を通じて、あるいは、その中間において総理とダレス特使・アリソン公使・シーボルト大使との間に取りかわされた内話および時に総理の口から洩れた総理の心境—平和会議に自分は出たくないという—については、これまで随時その場所で説明してきた。

ここでは、第3次交渉が終了しやがてサン・フランシスコ開催が決定された後、わが国の会議参加に関して日米間に行われた話しあい、および、国内における会議出席にもなう諸般の内部手続と準備作業について説明する。

これらはすべてが東京で行われた事柄であるから、「東京編」と題した。

サンフランシスコが会議場に決定したとの外電がいつたのは、7月7日である。

同日の「備忘録」には「今朝、サン・フランシスコが調印場所に決定した旨の外電あり。講和完成の感深し。うれし。土曜の半日、約にしたがい元彦とすごす。「うれし」との記入がある。

もつとも、この「うれし」は束の間で、その夕刻から平和条約案（米国案）の正式交付の問題がもちあがり天手古舞いしたことは前に説明したとおりである。

第 1 超党派全権団の構想を伝え総理の出席をしようようした7月9日付ダレス特使の私信

第3次交渉を終えて3日東京発帰米したアリソン公使がダレス特使あて文書を携行したことは、前にのべた。

9日付、ダレス特使は、総理に返信を送り、アリソン公使が持ち帰った総理のノートを受領した旨を伝え、「公正 —fair and just— にして日本を自由世界において平等かつ尊敬すべき地位に回復すべき平和の条件を確保するよう努力しており、それに成功す

(1)

るものと期待している」といい、日本の地方選挙を興味をもつてフォローしたことを伝え総理が平和条約の批准を確信されたことに満足の意を表し、米国は民主・共和両党より成る全権団を構成し上院で large bipartisan support をえたいと思つていとのべ、最後に「9月の第1週にサン・フランシスコで平和条約に署名することを明らかにし「1日でも2日でもいいから、総理御自身おいでになる可能性を閉ざされないよう希望します」と総理に会議出席をしようとした。

特使の書面は総理の外資導入に関する所言にふれ、それは自分の所管ではないが留意しておこうとの一節がある。7月3日帰米のアリソン公使にわれわれ事務当局から託した書類は、すでに説明したように、「占領軍使用施設返還要請文書」（第Ⅵ巻付録41）・「信託統治に関する要請書」（同付録四三）・「未帰還邦人に関する要請書」（同付録四四）で「外資導入」にふれたものはない。だから、総理自からまたは他の方面の発議で託送された総理のノートがあつたものと推測される。それはきわめてありうる事柄である。

7月9日付ダレス特使の私信は、付録一に収めてある。

第2 サン・フランシスコ会議出席の保障

7月11日午前、次官シーボルト大使と会談の節、大使は、来る20日に50余国にたいしサン・フランシスコ会議の正式招請状が発送される旨を告げるとともに日本政府から「平和会議に参加すべき旨の確信をえた上で招請状を発出する意図である。至急この保障をえたい」とのべた。

よつて、13日の閣議で岡崎官房長官からこの旨を披露し「明日中に日本政府は来るべき平和会議に欣然参加するものであることを保障する旨書面で返事したい。了承ありたい」とのべ了承をえた。

わが国の出席保障は、同13日付総理兼外相吉田茂発シーボルト大使あて書簡をもつて与えられた。午前11時半、次官からシーボルト大使に手交。

第3 7月16日付ダレス特使の総理あてメッセージ

7月16日、シーボルト大使は、同日付ダレス特使の総理あてパーソナル・メッセージを伝達した。

メッセージは、大統領がサン・フランシスコ会議の米国代表として國務長官と自分および上院外交委員会委員長 Connoffy と同委員会のメンバーたる主要 (ranking) 共和党議員 wicky を任命し代表代理に下院外交委員会委員長をふくむ上院議員および下院議員を任命することになった旨を内報するとともにこのような米側の情勢と条約の寛大な性格を考えられて日本としても最有力な全権団を派遣しとくに国際連合発祥の地サン・フランシスコにおいて開催される対日平和会議を outstanding historical occasion とらしむべく是非とも総理の出席を熱望しているとの趣旨を名調子でのべていた。

7月16日付ダレス特使のメッセージは、付録三に収めてある。

第4 7月20日の正式招請状の受領と24日の回答

7月20日午後6時、わが国にたいする正式招請状をシーボルト大使から受領した。同時に合衆国全権団のリストももらった。

招請状は、総理にあてられ、シーボルト大使が署名し、7月20日付のはいつた平和条約案が添付してあつた。条約案は前Ⅵ巻付録五五に収録してあるものと同じい。ただし、議定書は付いてなかつた。

招請状は、わが方の会議参加を保障した7月13日付書簡に言及しこれを多とした後、米英合同案の条項を基礎とする平和条約に署名するために9月4日サン・フランシスコに平和会議を開催する旨を通報し、条約テキストは同封の7月20日付案文を基礎に8月13日に最終案を作成する予定であることを告げ、日本政府に条約署名のため代表を派遣するよう、また、その氏名を適時に通報するよう要請したものであつた。

わが方の24日付回答は25日シーボルト大使にとどけられた。回答は、小畑くんの起草したもので簡単に招請を快諾し決定しだい代表の氏名を貴大使を通じ合衆国政府にお知らせする旨をのべたものである。

20日の招請状は、付録四

24日のわが回答は、付録五に収めてある。

なお、参考のため、7月20日合衆国政府が対日戦参加50国に発送した招請状と50国名リストを付録六に収めておいた。

第 5 8月10日日本の平和条約締結と連合国最高司令官の日本管理権との関係に関する会議

平和会議が近づくにつれわれわれ事務当局は日本の平和条約締結権と連合国最高司令官の日本占領管理権の関係について問題を後日に残さないよう前もって明らかにしておく必要があると考えてわれわれの考えを書きものにとりまとめた。趣旨は、

「1. 降伏文書には「天皇および日本国政府の国家統治の権限は本降伏条項を実施するため適当と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かるるものとす」とある。これは、連合国最高司令官が降伏条項を実施するため適当と認めてとる措置に関するかぎりにおいて、日本政府の権限は連合国最高司令官に従属する意味であると解する。連合国と日本との平和解決は降伏条項の実施としてはなされるものではない。したがって、平和解決については、日本国政府の権限は、連合国最高司令官に従属するものではないと思う。

2. 仮りに降伏文書の条項は、日本国政府の権限を全面的に連合国最高司令官に従属せしめる意味に解すべきものであるとしても、事理の当然として、平和解決だけは、連合国最高司令官の権限の範囲外であるということができよう。何となれば、国際法の原則上、占領軍は、占領国と被占領国との間における平和解決にたいしてなんらの権限も有するものではないからである。

3. いずれにしても、将来日本の平和解決は、日本国政府が連合国最高司令官に従属している状況においてなされたものであるというような議論がなされる余地をなくすために、サン・フランシスコ会議の開催に先だつて連合国最高司令官においてこの点を明らかにするための措置がとられることが望ましいと思われる」

というのであつた。

8月10日夕刻、西村・藤崎兩人はこの文書を携え非公式に外交局の意向を打診べくフィン書記官を往訪した。フィン書記官は、文書を一読して「われわれもちょうどこの問題を考えていたところである。どんな方法がいいかについて、私見としては、全権団出発直前にSCAPから吉田総理あて、「米国政府からのサン・フランシスコ会議への招請を受諾された趣であるが、よろこばしい。サン・フランシスコで立派な平和条約に署名するため出発されるに当り、御成功を祈る」というような趣旨の手紙でも出すこ

(4)

とにしたらどうかと思う。大使と話していた問題だから、大使のところでいつしよにディスカスしたい」といつた。で、シーボルト大使の室に移りそこで意見を交換した。

当方から文書がきわめてインフォーマルなものであることを断つたところ、シ大使は、「われわれの方もそうだから、そのつもりでお聞き願いたい」と断つて、「サン・フランシスコ会議で、かりにソ連辺りが議事進行について発言を求め、日本の全権はSCAPから正当にオーソライズされていないというような文句をつけるというようなことも考えられる。そういう理屈は立たないとは思いますが、そういうことをいいだされる余地がないようにした方がよくはないかと考えている。もつともこれはわれわれかぎりの意見で、上の方では取りあげられないかもしれない」といつた。

当方から、「われわれもなんらかのステップがとられる必要はないと思う。ただ、なにかやつた方がよいとする理由についてはストレスの置き方がすこしちがう。われわれの方は、日本政府の代表の対外的なオーソリティの問題よりも、連合国最高司令官が平和解決についてなにも干渉しなかつたこと。日本政府が under duress でやつたものではないことを将来のため明らかにしておきたいというわけである。わが方としては、SCAPの手紙よりも米国政府かSCAPのステートメントの方が適当ではなからうかと思う。時機の点については、全権の選任もSCAPの干渉なしにやつたことが明らかにされる意味において、早い時機、例えば国会で全権任命が承認される時機にする方がよくはないかと思う」とのべた。

フィン書記官は、「そんなことをすると、日本側で、もうSCAPの管理はなくなつた、なんでも自由にやれるのだという誤解が生じないだろうか」と言葉をさしばさみ、シ大使「そんなこと、問題ではない」とこれを排して「結局、(1)日本の平和解決に関する米国政府との交渉が自由に行われたこと、(2)全権の選任も自由に行われたこと、(3)全権の派遣についてSCAPが確認(?)することの3点が問題になる」と要約し、先方で研究し結果を連絡する旨を約した。なお、同日の「備忘録」は、

「夕刻、藤崎くんとふたりフィン書記官を訪ね、シーボルト大使にも会う。

(イ) 平和条約問題は占領管理の枠外の事項であるからSCAPに服従する関係にないことは理論的に明白である。しかし、誤解をいさぐ向もあるにちがいないので、この際SCAPで平和問題については日本政府が占領軍当局からなんら干渉をうけることなく自由に締結しうるものであることを明白にする措置をとられた方がいいと思

(5)

うとの趣旨を事務当局かぎりの非公式の申入れとしてフィン書記官に手渡した。

DSでも2・3日来この問題を考えていたところだとて、シ大使に会えという。大使と意見を交換したら、先方は日本の条約締結権の角度から考え、われわれは占領軍の圧力の角度から考えていることが解かり、それに、全権任命の角度を加えたらということになり、結局、この3事項についてSCAPが(イ)日本は条約が結べる、(ロ)日本は平和問題に関して全く自由にアクトしてきた、(ハ)全く自由意思で立派な全権が任命されたことをよろこぶというような趣旨の声明が総理宛の書簡を出すことを考えよう。案文は来週連絡する一ということになった。この措置をとる時機の選択が大事ということに意見一致した。

不思議な一致一同じ問題を双方で考えた一にみな微笑した。

(ロ) ………

(ハ) ………」

と記録している。

翌11日午前、岡崎官房長官の車に便乗して箱根小涌谷に総理を訪ね報告または決裁を乞うた事項に上記シーボルト大使との会談がふくまれていた。総理は「リッジウェイ総司令官の書簡または声明は先方の自発的文書たること肝要なり」(同日の「備忘録」の一部)との意見を洩らされた。

その後、しばらくの間、本件については彼我の間になんらの話合いも行われなかった。ところが、8月24日わが方で決定した講和全権委員に交付する全権委任状の型に関連して、27日、藤崎がフィン書記官と会談した際、再び本件がもちだされた。詳細は、後記第10「平和条約および安全保障条約のための全権委任状」の節を参照あり(編注1)たい。また第12「8月29日の日米協会午餐会における総理・リッジウェイ最高司令官・シーボルト大使の演説」も併せて参照ありたい。

8月10日先方に手交したわが方の文書および会談録は、付録七に収めてある。

第6 天皇と全権委任状および全権任命についてのダレス特使の問いあわせおよびわが回答

ダレス特使がわが方の全権団の構成とくに吉田総理自身の出馬に異常な関心を示した

(6)

ことは、上來說明しきたつたとおりである。

8月10日午後2時半、次官シーボルト大使と会談の席上、大使は、ダレス特使から電報で

(a) 日本の全権委任状に天皇の認証あることを明示されたい。

(b) 全権は陛下におかせられて謁見式を行われるような方式で公表されたがよろしかろう。

これは、今度の平和条約が天皇陛下によつても嘉納されておることを世界に明らかにするためである。

との趣旨を伝えてきたことを内報し、かつ、大使の考案として「松平式部長官を全権団に参加さしてはどうか」とのべた。

次官は、松平式部長官の件は今日のステージでは実現困難であろうと答えた。

ダレス特使の意向については、直ちに、同日夕、文書(11日付)で

(イ) 全権委任状は陛下によつて認証される。

(ロ) 全権は出発前必ず拝謁式が行われるであろう。

と回答しておいた。フィン書記官に手交。

同日の「備忘録」には、上記のしだいを記録した後、「これも、明日総理に報告すべし」と記入してある。すなわち、事務当局かぎりで処理したわけである。

わが回答は、付録八に収めてある。

第7 全権団の構成・各党の態度中国代表等に関する総理のダレス特使あて私信(8月6日)と特使の回答(8月10日)

8月4日午前11時、井口次官・シーボルト大使会談の席上、シ大使は

(イ) 全権団員にオブザーヴァーなるカテゴリーを設けるとの話を聞くが、これはおかしい。全権代理(オルタネート・デレゲート)のような称号を使われるよう希望する。

(ロ) ダレス特使から

(i) 在台北在外事務所の開設をおくらしているのは遺憾である。早く開設して2国間平和条約の予備交渉をしうる人を付随させられたい。(とくに平和条約第4条の話ができるよう)。

(7)

- (ii) 自分があれほど日本のために骨折って作った条約案にたいして日本の内部に反対の声があるのは遺憾である。沖縄についても…（この点については、前Ⅵ巻Ⅲの第一四で説明したところであるので、以下省略）—

との連絡があつた旨を内話した。

大使の希望および特使の意向を伝達された総理は、8月6日付、特使宛私信で

- (1) 日本国民の平和条約案にたいする圧倒的支持を明示するためサン・フランシスコ会議に超党派的全権団を派遣すべく最善の努力をつくしつある。国会を招集して全権団の承認を求め、また、対米感謝の決議を採択してもらうことを考えている。衆議院で絶対多数を占める与党自由党は、もちろん、条約を支持している。

民主党は、国会終了まで、代表の指名を留保している。もつとも、参議院の民主党は、現在でも、代表团参加を支持している。事実問題としては、民主党の誰も平和条約案に反対していない。かれらの論争は顔を立てるための政治的な動き— a political move for face-saving—にすぎない。

緑風会と小会派は、新聞報道で御承知と思うが、すでに代表团参加に同意している。

社会党については、全面講和という与党の綱領を変更しないかぎり条約案支持の態度にでることはできない。しかし、右派と中道派は常に条約是認を表明しきつていている。条約が批准されるまでに、党の多数は条約を支持するにいたるであろうと思われる。

- (2) 中国問題についての御懸念は諒解する。日本政府は、目下、台湾政府に河田前蔵相を経済顧問として派遣し、平和条約の署名された後在外事務所を設置する計画である。日本政府が中共政権と2国間条約を締結意向を有しないことをしかと保証いたす—

との趣意を伝えられた。

総理の私信にたいしダレス特使は、8月10日、シーボルト大使を通じ次官に

- (i) 超党派的全権団の実現のための努力を多とし成功を祈る。
(ii) 中国問題について中共と2国間平和条約を結ばぬとの確約をえたるをよろこぶ—との意を伝達するとともにコメントとして

「国府は全土全人民にたいして実効的な政府ではない事実を無視はせぬ。しかしなお

正統政府として存立してゐる。対日宣戦をし、国連加盟政府であり、他の国際機構加盟政府であり、相当の資源と人口と領土とを支配し、経済的にも日本にとり相当重要である。こういう事実を考慮していただきたい。ただし、最終的決定は、もちろん、日本政府にある」

と付言した。

特使の回答と付言は、翌11日午前、箱根に総理を訪問した際、総理に伝えた。

8月6日付総理の特使あて私信および8月10日の特使の回答に関するメモ（8月14日付）は、^{（編注2）}付録八に収めてある。

第 8 わが全権団の決定

わが全権団の構成に関する8月初頭における総理の心境および平和条約（安保条約も含めて）にたいする各政党の態度は、上記8月6日付総理のダレス特使あて私信に明らかにのべてある。

総理に自ら乗りだす意向なく、幣原先輩（衆議院議長）を、ついで佐藤（尚武）先輩（参議院議長）を意中の人物としてダレス特使に洩らされたこと、および、特使がしきりと総理自らの出馬を勧説しきつたこと、これまた、これまでに説明したとおりである。

全権団の構成は、事内政上の問題であつて事務当局の関与すべき事柄ではない。ただ、時々、総理自ら洩らされた感想や井口次官が話してくれる説明によつて形勢をフォローするだけであつた。

「備忘録」を日をおつてめくると、下記のような記入がしてある。なんらかの参考に摘録しておく。

7月25日

「午前次官シーボルト大使と会見。会談要旨、つぎのとおり。

- (i) 次官が引揚問題について調印会議で共同宣言をしてもらいたいとの要請を真剣に考えていただきたいとのべたにたいし、大使は自分も陳情をうけて事情をよく知っている。華府に上申するつもりと洩らし、
(ii) 全権任命のため臨時国会招集説について、大使は補償法案を条約調印前に法律と

して制定すべしとする最初の考えを今なお英国政府は主張しており、目下折角説得中である、臨時国会が長びくようでは英国政府の主張に力添えする結果となるので好ましくないといい、

(イ) 三木民主党幹事長来訪の際に大局的見地に立つて全権代表を出すことしかるべく、また、調印前日本国会で条約案を審議し批評し要求をもちだすようなことがあつては、折角まとりかけた平和条約をぶつこわすことになるろうと注意しておいたと内話した。

以上のうち(イ)を次官の代理として増田自由党幹事長に伝えた。幹事長は、むしろ、臨時国会は全権任命に承認を与えるだけに限定し1日長くて2日とする考えであるとのべ、シーボルト大使の注意はよく心得ていると答えた。(懸念ないように思う。)」

7月26日

「午前、井口次官箱根に総理を訪問。全権団の構成について相談。」

7月27日

「……

総理、箱根より帰京。全権団の構成が複雑な動きを政界にかもしだしている。しかし、門外漢のわたくしには少しも解らぬ。興味もわかぬ。お国のため少しでもいい条約をと思うだけ。増田幹事長の心境は立派である。今日の政界にかれのように「政治は愛」と口外するだけの信念があれば、こんな問題はおこるまいと思う。

夜9時半、求めにより増田幹事長宅往訪。吉武政調会長とふたりに日米安全保障協定について説明。約40分。宅には多数の新聞記者が参集していた。」

7月28日

「午後1時、参議院議長応接室で緑風会の代表の方々に日米協定話合のすすみぐあいを説明。3時少し前散会。わたくしの前に岡崎長官と増田幹事長全権団の構成に関する政府と与党の考えをのべ緑風会の全権派遣を懇請するところあつた。」

7月31日

「午前7時半発。10時三井別荘着。

総理に

(イ) ……

(10)

(ロ) ……

(ハ) ……

(ニ) 全権任命の通知状は8月1日付でだすよう書簡を用意しておくよう命ぜられる。

(ホ) ……

昼食をいただいて2時辞去。

全権団につき臨時国会を招集する考えなし。苫米地・徳川両氏受諾せらるれば、国務大臣に任命して全権とする腹なり。田中最高裁判所長官も全権に加えたし。本人諒承済なり。ただし、裁判官会議の承認を条件とす。最悪の場合には、閣僚のみにて全権団を構成すべし。その際は、益谷、野田、高橋(通産)あたりとすべし…などの話あり。臨時国会を招集し米国が寛大なる条約案を作成したるにたいし感謝決議をし国民の総支持の下に全権が出発することを希望したい。しかるに社会党は講和三原則の手前全権をだすわけにもゆかずとて辞退しきたれり。民主党は内部事情にて、やれ臨時国会を開き説明を聞きたるうえ全権を送るか否かを回答すべしとか、吉田・苫米地会談を行いたるうえ回答すべしとかいいだしたり。かくては、せつかくの臨時国会が却つて条約案にけちをつける機会となり兼ねまじき形勢なり。国会招集など思いもよらずとも語られたり。

× × ×

全権問題の経緯は、同日夜、松井秘書官、総理の命にて、那須御用邸に赴き内聞に達したる筈。

× × ×

午後4時、外務省に帰える。

(イ)…

(ロ)…

(ハ) 全権氏名通知状案を作成す。

× × ×

役所にて夕食をすまし帰宅。

× × ×

夕刻、安全保障協定に関するオブザベーションを次官よりシーボルト大使に手交す。その際、大使に引揚問題にたいする要請を明日中にとどけることを話す。全権問

(11)

題について総理の話を大使に伝えたるに、大使は、国務大臣に任命したるうえ全権に任命する方式が議会で却つて、問題をかますこととなるなきや懸念を示したる趣。次官より連絡あり。」

8月3日

「6時半、政務次官の参議院外務委員招宴（築地植むら）に出席。岡崎官房長官より即刻総理官邸にくるよう連絡あり。長官の質問にたいし、

「全権委員は外務大臣の請議によつて閣議決定をなすべきものとす、と答う。佐藤法制意見長官も同見。両者の意見として提出。暫時、佐藤長官と意見を交換して帰宅。」

8月4日

「午前11時、井口次官シーボルト大使会談。大使から全権団員にオブザーヴァーなるカテゴリーを設けるとの話をきくが、それはおかしい。全権代理（オルタネート・デレゲート）のような称呼を使われるよう希望するとの話があつたとのこと。……」

8月6日

「…

国会からでる全権代理の問題でなやむ。外務委員長は国会法第31条のため全権代理になれぬとの大池衆議院事務総長の意見に内閣は手をあげた形である。わたくしに迷惑を求められる。「全権団付国会代表」representative of the Diet attached to the Delegation かどうかと佐藤法制意見長官に答えておく。長官は「参列員」かどうかという。おかしい国だ、日本は！」

8月10日

「…

桑港会議準備打合会に少時顔をだす。毎日、午前、関係者集まりて情報をもちよりプログラムを進行さす。下の方のことはきまりたれど、全権や代理や議員団のこと定まらざるため、毎日、難渋す。議会と政党のことは、小生等にとり苦手なり。随員の元締たるべき小生は、忙しくこの会合に顔をだす余裕なし。同僚諸くんの協力が少しづつ実を結びゆくはうれし。

来週初には全権団の構成をシーボルト大使に予報したとして、次官より腹案を示さる。前記の会合にてまとまりつつあるものとやや異るところあり。両者を調整す。岡

崎官房長官にたのみてこれを総理に報告しようかと考えているところに、明11日長官箱根にゆかれることを知り（次官の話で、そして、次官のすすめで）小生同行し自分より次官の腹案として申しあぐることとなる。もつとも、夕方聞くところによれば、増田幹事長も明日箱根にゆかるとのことなれば、これまた、全権団の構成の話のためかも知れず、事によれば、次官の腹案も更に修正を余儀なくさるやも知れず。

腹案は、

全 権

全 権 代 理

随 員 外務省関係9名（本省6出先3）

本 野（一万田全権付）

宮 沢（池田全権付）外3名（星島・徳川・苫米地各全権付）

従 者 2名（安齊および看護婦）

以上の外に

スペシャル・アシスタント・ツー・チーフ・デレゲートとして

白州氏と麻生夫人

議員団は パーラメンタリー・ヴィジタース と訳し、麻生氏はこれに加えてもらう

外に新聞記者関係がある。

これらのこと、ぼくには全く興味なく、困却す。

午後2時半、次官シーボルト大使と会談。席上、大使より

(i) …

(ii) ダレス特使より電報にて

(a) 日本の全権委任状に天皇の認証あることを明示されたい。

(b) 全権は陛下におかせられて謁見式を行われるような方式で公表されればよろしからん。

これは、今度の平和条約が天皇陛下によつて嘉納されておることを世界に明らかにするためである—

との趣旨を伝えてきたことを内報し、大使の考案として松平式部長官を全権団に参加さしてはいかんとのをべた。次官は、松平氏の件は今日のステージでは実現が

むづかしいかろうと思う旨を答えておいた由。

ダレス特使の意向については、直ちに、夕刻、文書で(i)全権委任状は陛下によつて認証されること、および、(ii)全権は出発前必ず拝謁式がとり行われる筈であることを回答しておく。これも、明日総理に報告すべし。(v)中国問題と全権団問題についての先日の総理の私信にたいし

超党派的全権団の実現のための努力を多とし御成功を祈る。

中国問題について中共と2国間平和条約を結ばぬとの確約をえたるをよろこぶ。

……

……

(=) ……

これも、明日総理に報告すべし。…」

8月11日

「午前7時半、出発。岡崎長官宅に8時すぎ着。その車に便乗して箱根にいたる。

増田幹事長・岡崎長官の用談の後半席に加わる。最後に昨日の連絡事項を総理に報告す。ただ全権団の構成だけは言及せず。けだし車中岡崎長官の話によれば議会関係がまとまりおらず、全権代理と随員の中間にもひとつ適当な名称のグループをおく考案あるようになりしたためなり。

総理決裁の趣旨は

1 …

2 …

3 松平氏を全権団に加えてはとのシーボルト大使の話については次官から総理も対外的にも対内的にも従来どおり皇室は政治の外に立たれるがいいと思うので松平氏の参加は考えたくないとのことを通じておくこと可然。

4 …

5 …

6 …

7 …

……」

8月13日

「午前ボンド参事官およびフィン書記官を往訪。

先方から

(イ) …

(ロ) …

(ハ) …

(ニ) 桑港会議出席の議員団（パーラメンタリー・ヴィジタース）について(i)性格不明なり、(ii)かような多数の日本人が会議にくることは賠償問題にたいする日本の立場を困難にするばかりなり（現に滞米中にして会議参観に出かけようとする日本の政府役員のみにて60名を越す状況なり）との理由にて取止める方よろしからんと、ダレス氏より総理にコメントしきたれる趣旨をのぶ。

以上、帰省して次官に伝え、次官より箱根に連絡す。……。

8月14日

「……

午後、第15条と掠奪財産に関する日本政府の見解を書きものにしたものを藤崎くんからフィン書記官に交付す。その際、……。また、…ならびに日本全権は平和条約と安全保障条約とに署名する全権委任状を有すべきものであることを総理に伝えてくれとたのまれる。当然のこと。いわずとも百も承知。念為箱根に書いてやることにする一アホらしけれど。……」

8月18日

「……

国会は、夜に入つて、全権派遣の承認を決議した。民主党は平和条約と安全保障条約とを区別して前者にたいする代表派遣のみを承認した。

……」

8月20日

「……

岡崎官房長官より議会関係出席者のお世話も外務省中心にてなすよう希望あり。もちろん、しかるべしと答う。政務局総務課長を煩わすこと多し。済まぬと思う。許せ、わが友！」

8月22日

「全権団発令」

8月23日

「……

吉武全権代理来訪。全権団の思想統一のための自由党案を持参さる。よくできていて異議を唱えるところなし。

……」

全権団の構成について「備忘録」の記録するところは、以上に尽きる。

第11臨時国会は、8月16日開会し、18日閉会した。

国会は、18日、衆議院議員星島二郎、参議院議員徳川宗敬および衆議院議員苫米地義三の3氏が講和全権委員に就くことができることを議決した。また、衆議院議員松本六太郎、同吉武恵市、参議院議員大野木秀次郎、同伊達源一郎および鬼丸義斉の5氏が講和全権委員代理に就くことができることを議決した。

このほか、衆議院は、18日、講和会議に国会議員を派遣することとし、衆議院から7名（人選議長一任）を派遣することを決議し、また、参議院も5名（人選議長一任）を派遣することを決議した。

わが全権・全権代理および随員は、22日発令された。下記のとおりである。

全権委員

内閣総理大臣	吉 田 茂
外務大臣	
大蔵大臣	池 田 勇 人
衆議院議員	苫 米 地 義 三
同	星 島 二 郎
参議院議員	徳 川 宗 敬
日銀総裁	一 万 田 尚 登

全権委員代理

衆議院議員	松 本 六 太 郎
同	吉 武 恵 市
参議院議員	大 野 木 秀 次 郎
同	鬼 丸 義 斉
同	伊 達 源 一 郎

(16)

全権委員顧問

外務政務次官	草 葉 隆 円
	白 洲 次 郎
	永 田 清

全権委員随員

内閣総理大臣	
秘 書 官	松 井 明
外務大臣	
秘 書 官	杉 浦 徳
外務事務官	西 村 熊 雄
同	小 畑 薫 良
同	藤 崎 万 里
同	島 内 敏 郎
同	武 内 龍 次
同	寺 岡 洪 平
同	宇 山 厚

大蔵大臣

秘 書 官	宮 沢 喜 一
通商産業	
事 務 官	小 出 光 一
	苫 米 地 敏 雄
	三 森 良 二 郎

また国会派遣の議員団は、衆・参両院議長の指名によつて下記の12氏となつた。

衆 議 院

(自由党)	山 口 喜 久 一 郎
	中 山 マ サ
	福 永 健 司
	守 島 伍 郎
(民主党)	千 葉 三 郎
	松 本 滝 蔵

(17)

(社会党)	三宅正一
参議院	
(自由党)	中川以良
同	広瀬与兵衛
(緑風会)	鈴木直人
(民主党)	大隈信幸
(社会党)	金子洋文

民主党は、平和条約のみに賛成し、社会党は左右に分れ右派だけが平和条約のみに賛成の態度をとった。こうして総理の念願であつた「超党派的全権団」は完全に実現することはできなかった。

わが全権団の名簿は、8月20日付、次官からシーボルト大使に正式に通報された。

20日付次官発シーボルト大使宛全権団通報は、付録10に収めてある。

第9 8月16日の総理の議会報告演説

総理は、16日、衆議院および参議院に臨み平和条約および安全保障条約につき報告演説を行い、交渉の経過を説明するとともにその所信を開陳された。

演説案作成の経緯は、前Ⅵ巻Ⅲの第14「平和条約案第3条（南西諸島等の信託統治）の意義に関する往復」で説明したとおりである。

総理の議会報告演説は、下記のとおり。衆議院議事録による。

「本日、ここに講和問題につき報告することを欣快といたします。

昨秋9月14日、米国政府が対日講和推進を公式に声明して以来、ここに約1年があります。米国政府の好意と、ダレス特使の努力の結果、遂に9月4日サン・フランシスコで対日平和会議の平和条約署名調印式がとり行われることになったのであります。

対日講和につき、終始指導的な地位に立つた米国政府は、昨秋の声明後、対日平和の基礎原則を関係諸政府に通達して意見を求めたのであります。それは11月下旬に

公表されて、いわゆる対日平和七原則として世に知られておるものであります。これは臆懲的な、監視的な、また敗者に対する平和条約の観念に基かざる、また将来に対する制限などを含まぬ、戦争の善後処理に必要な最小限度の規定にとどめるとともに、全体として平等友好の協力関係を確立する性格の平和条約をつくろうとする思想をもつて一貫しておるものであります。

米国政府は、七原則に対する関係諸国の意見をしんしゃくして、これを条約案の形につくり上げるよう外交交渉を続けて参つたのであります。その間、ダレス特使は、二回日本に来訪し、日本政府及び朝野各界代表に対し意見を開陳する機会を与えられました。正確に申せば、平和問題について日本は交渉の相手方ではないのであります。交渉は連合国の間に行われるべきものであるのであります。日本は、この交渉の主人役ともいふべき米国政府の好意によつて、意見を開陳する機会を与えられたのであります。しこうして、この立場の許す限り、自由にわれわれに意見ないし要請を開陳する機会を与え、また虚心坦懐にこれを聴取して、努めてわが希望を取入れんとする態度をもつて終始せられたのであります。その結果、米国政府と日本政府の間に、平和条約の構想及び平和条約成立後における日本の安全保障の構想について、相互の理解と意見の一致が広範囲にわたつてできた次第は、当時特使及び政府の声明または私の国会報告で明らかにいたしました通りであります。

ダレス使節団の帰来後においても、米国政府の条約案作成が進行するにつれ発生する諸問題についても、随時日本政府との間に意見の交換が行われ、かようにして作成せられた条約案は、本年3月下旬に関係諸政府に通達され、27日、日本政府も交付を受けたのであります。ここに至つて初めて対日講和問題が平和条約草案の形をなすに至つたのであります。この条約案は、ダレス特使より直接聴取した、構想に近いものでありまして、政府はただちに草案の研究に着手し、わが所見を遅滞なく開陳するの自由を与えられました。

4月、連合国最高司令官の更迭に関連して、同月16日、ダレス特使はさらに日本を訪問せられ、米国政府の対日平和促進の根本方針にごうも変化なきことを明らかにせられるとともに、平和条約に関し日本政府として回答すべき諸問題の研究を促されたのであります。当時、ダレス特使は、さきに英国政府からも条約案が提示せられた

こと、場合によつては英國に渡つてみずから協議する意見のある旨をも漏らされたのであります。

米英会談は、6月4日ないし14日、ロンドンで行われました。会談に参加したアリソン公使は、パキスタン、インド、フィリピンを経由して、6月24日に東京に到着せられました。同公使は、ロンドンにてでき上りたる米英合同案の大綱を説明せられ、また合同案は米国案に英国案を加味したものである、少しく長くなつたが、技術的に正確になつたということを述べ、また英国政府は全体として経済問題に深い関心を持つておる旨を告げ、中国代表問題に関しては、米英両国案を調整するため多大の苦心が払われたということを申しておられました。よつてもつて対日条約案成立に至る米英両国政府の首脳者の払われたる努力と苦心とをわれわれはよく了解することができた次第であります。

なお、英国政府が漁業問題について深い関心を有することが明らかになりましたため、本年2月のダレス氏への私の書簡と同様な声明を日本政府よりあらためて出すことにして、平和条約には特別の制限を設けないことに話合いがきまり、日本政府は、7月13日の閣議に諮つた上、政府声明を出すに至つた次第であります。

7月13日、米英合同案が公表されました。その前に政府は条約案を受領し、これに対する政府の見解を先方に通じておきました。

サン・フランシスコ会議の正式招請状は、7月20日接収いたしました。招請状には条約草案が添付されておりました。同案は、7月13日発表の草案に18箇所ばかり形式的な修正を加えられたものであります。招請状によると、この条約案に対する各国政府の意見をしんじやくして8月13日ごろに最終案を日本政府に送付するとのことでありました。しかし、関係諸国から提出された意見の調整に時日を要したために多少遅れるかと考えましたが、昨夕、政府は最終案なるものを受領いたしました。最終案は今朝7時公表されたものであります。

この最終案は、7月20日の草案に対して、約80箇所に及ぶ修正または追加を加えております。しかし、これらの修正または追加の大部分は形式的なもので、条約の本質に触れるものではないのであります。

おもなるものを指摘いたしますと、第1条に、連合国は日本の完全な主権を認める旨の1項が挿入されました。元来これは米国案にあつた条項で、当然のことである

が、疑問の余地をなからしむるために挿入されたものと思います。

第6条に、日本の軍隊の帰還に関するポツダム宣言の第9項の規定は、まだ完全に実行されていない場合には、これを実行しなければならないとの趣意の1項が挿入されました。未帰還者に関する日本国民の熱誠なる希望と政府の要請にこたえて、この修正が行われたものであることは、われわれの最も欣幸とするところであります。(拍手)

賠償等に関する第14条に若干の修正が行われたのであります。これは実質的の変更を意味するものではないと信じます。

次に第15条の修正であります。7月20日の条約草案第15条では、日本が制定した法律を引用することになつておりました。元来補償法案は条約の附属書として規定する建前でありましたが、中途から、条約案をできる限り簡潔にするために条約からはずし、日本で法律を定める便法をとることになつたのであります。しかし、条約案が確定しない、従つて第15条も確定しない前に日本で法律を制定するわけにも行かないので、法案の内容を協議し、7月13日、閣議にてこれを決定しました。本件は連合国人の財産に関する事項で、関係連合国の意向もしんじやくする必要があり、かかる次第で、条約最終案には7月13日の閣議決定を引用することになつたのであります。

最後に、戦死者の墳墓に関する宣言に、わが方の要請にこたえて、連合国側も日本人の墳墓を尊重する建前で日本と協議すべきことを信ずるとの趣意の1項が加わつたのであります。この修正は、

問題の人道的な性質にかんがみて、まことに当を得たものと思います(拍手)

この条約案は、和解の精神を基調とし、非常に簡単であります。ダレス特使の言う通り、将来の日本を他の独立国と違つた地位に置いたり、日本の主権を拘束したりする永続的制限を加えていない、ほんとうの意味の和解の条約であります。(拍手) 戦争の勝者がかかる原則を適用したときことは、史上ないところであります。日本の戦争責任や無条件降伏の事実に触れることなく、監視的な規定も設けない。日本の批准は、条約の効力発生の条件となつておる。日本は平等の地位において取扱われる。日本の将来の行動を拘束しない。日本に信頼を置いてのことであります。もちろん和解と信頼が条約全般の根底をなす精神であるとはいえ、平和条約は日本が敗戦国

である事実を解消するわけには行かないのであります。領土条項や経済条項など、ある場合に、重荷であり苦痛であると感じるものがあるのを免れませんが、草案に盛り込まれた内容は、一般的に過去の平和条約に比べて比類なく公正で、かつ寛大であると断言してはばからないものであります。（拍手）

条約文はきわめて簡潔であります。関係諸国との交渉の結果が盛り込まれたので、最初の米国案に比べると多少長くなっておりますが、前文と、わずかに27箇条の本文からなり、ほかに議定書が1つ、宣言が2つあります。条約は、日本と戦争関係にある連合国がすべて署名する建前をとり、署名をしない連合国があれば、これとは将来同様の内容の2国間平和条約を結ぶという考え方です。議定書は、戦争のある種の私法関係に及ぼす影響を調整する基準を定めたもので、これを希望する連合国と日本国との間で署名することになっております。宣言の1つは、戦前日本が参加していた諸般の国際条約の効力を承認し、平和条約の実施後日本がある種の国際条約に加入し、または国際機関に加盟する意思を明らかにするものであります。他の1つは、日本にある連合国戦死者の墳墓に関するものであります。2つとも日本政府の自発的宣言であります。条約の規定として解決することを避け、日本政府の自発的措置という方式で解決しようとするものであります。

この際、従来国民的な関心の的ともいふべき南方諸島の帰属問題について一言いたします。条約草案の第2章は、領土の処分に関する規定であります。ここにまずわれわれは、日本の主権が4つの主要な島及び連合国が決定する諸小島に限定されると規定した降伏条件をわが国が無条件に受諾したことを銘記しなければなりません。従つて、わが国にとつて、これらの条件の変更を求める余地はないのでありますが、日本は第2条に掲げられた樺太、千島、台湾等の領域に対してはすべての権利、権原及び請求権を放棄することになっておるのに反し、南西諸島その他の南方諸島の処理を規定する第3条は、特にこのように規定してないのであります。この第3条は、信託統治制度のもとに置くための国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する云々とあるだけであります。融通性のある第3条の規定は、国際の平和と安全上の利益のために米国が行う戦略的管理を条件として、本土との交通、住民の国籍上の地位その他の事項について、これら諸島の住民の希望に沿うために実地的な措置が案出されることを希望する余地を残すものであります。すなわち琉球その他の諸島に関する問題であります。

平和条約調印直後、日米間に締結される安全保障条約については、本年2月のダレス特使との会談で、双方の間にその構想に関して意思の合致ができた次第は、しばしば説明した通りであります。繰返して申し上げますと、日本は軍備がないから、自衛権はあつても、自衛権を行使する有効な手段がない。世界には今日なお無責任な軍国主義が跡を断たない。こういう情勢のもとで平和条約が成立して、占領軍が撤退した後、日本に真空状態ができると危険である。かかる危険に備えるために、日本は外部からの攻撃に対する防禦手段として日本に米国軍隊の駐屯することを希望する。この日本の希望に応じて、合衆国は平和と安全のために日本と日本の近辺に軍隊を置こうという構想であります。（拍手）この構想は、最近ようやく条約案としてまとまりましたけれども、いまだ完成するまでに至っておりません。安全保障条約の実施については、いろいろ技術的な細目について了解を遂げる必要があるが、この春一応の意見交換をして以来、平和条約草案の作成の方が繁忙をきわめたために、いまだまとまるに至らないのであります。

終戦後6箇年の歳月は短かくはありませんが、世界大戦の記憶、戦争による憎悪、仇敵、不信等の国際間の悪感情は容易に滅却するものではないのであります。この悪感情は、現に深刻複雑なる国際関係となつて世界の平和の確立を妨げておるのであります。米国政府及び国民の対日好感情は格別といたしまして、多くの諸国、わけて戦時われより侵襲または脅威を受けた諸国の対日感情のいまなお釈然たらざるものあることは当然であります。かかる国際状況のもとに対日講和を進むことの容易ならざることば、明らかなことであります。これは独逸その他東欧の講和条約が、しばしば成らんとしていまなお成らざるところに顧みましても明らかであります。旧敵国たる日本に苛酷なる講和条件を押しつけんとするのであれば格別、公正にして寛大、和解と信頼とに基礎を置く現平和条約案のごときに対し関係国間の議をまとめんとすることのいかに容易でなかつたかということは、はなはだ明瞭であります。この困難をあえて進んでみずから引受け、現条約案にまでまとめ上げ、かつ日本側の意向、希望をも寛容に取入れんとせられたるダレス特使の苦心、米国政府の好意は、わが国民の長く記憶すべきところであります。（拍手）また米国政府に同調せる英仏その他連合諸国に対しても、多年の国交友情のいたすところとして、わが国民の記憶にとどむべきものと存するのであります。

翻つて、米國政府のかくまでの好意、連合国の同調を得るに至れる理由は、ひつき
 ようわが日本国民が、既往 6 箇年間、耐乏、刻苦、敗戦日本再建の国民的誠意と、営々
 努力の事跡が、米國初め諸外国政府の認めるところなるがゆえと私は信ずるのであ
 ります。（拍手）かつてわが国を敗亡に導いた軍国主義、超国家主義を払拭して、自
 由民主主義の確立に邁進し、さらに財政經濟の自立調整に努め来つた国民的努力が事
 実に着々現われ来れる成果の認められた結果であると私は確信いたします。（拍手）
 しかして、事ここに至れる国民の誠意、努力の容易ならざりしは言うまでもないこと
 であります。わが国民を失望の間より蘇生せしめ、前途に希望を抱かしめ、国家
 再建に 営々努力せしむるの勇気を鼓吹指導せられたのは マッカーサー元帥でありま
 す。（拍手）またわが国再建復興の事実をもつて国際団体復帰を促し、講和条約の結
 実促進に切実に努力せられたのは、マッカーサー元帥及びリッジウェイ大将、前後両
 司令官であります。私は国民諸君を代表して、ここに両総司令官に対し深厚の謝意を
 表したいと存ずるものであります。（拍手）私は、平和条約によつて国際団体復帰の
 日の近きを喜ぶにあたつて、さらに覚悟を新たに、平和民主日本の再建とともに
 世界の平和繁栄に一段と貢献する国民の誠意と決意をますます固むべきであると感ず
 るのであります。

わが国の政治的独立は一応達成せられようとしているのでありますが、今後の經濟
 的独立については、なお一層の考慮と努力を必要とするのであります。私は、まず日
 米經濟協力をさらに具体的に促進するとともに、世界各国とあとう限り友好的な關係
 を樹立し、有無相通ずるの方法によりわが国の經濟を維持し、あわせて世界の繁栄に
 寄与いたしたいと存ずるのであります。政府は、これらの問題につき、今後隨時具体
 的方針を明らかにいたす所存であります。

しかし国際間には、いまなおわれに対し、わが国の既往の事跡をたどつて、平和に
 対するわが日本の再脅威を云々し、またはわが将来の經濟競争の懸念の去らざるもの
 あるを認めざるを得ないのであります。しかし、すでにわが国は海外領土及びその資
 源を失ひ、明治維新以来蓄積せる国富を戦争によつて蕩尽せる状況にあつて、近時の
 軍備情勢に照しても、世界平和の再脅威たる条件をまつたく喪失しておる現在に留意
 し、また国民が深く自由、平和、繁栄を希求する現状が理解されるならば、政治的に
 も、軍事的にも、はたまた經濟的にも、列国がわれに対して畏怖の念を抱くは、まづ

(24)

たく無用なことがわかるときがあるべきことを私は信ずるのであります。

サン・フランシスコ會議において調印せられたる条約は、今後批准につき国会の承
 認を求めることとなるは御承知の通りであります。その際私は国会の圧倒的支持ある
 ことを期待して疑わないのであります。（拍手）

公平かつ寛大なる平和条約をもつてわが日本を国際団体に復帰せしめんとする諸連
 合国の好意に応ずるため、またこの平和条約が日本国民の最大多数によつて受諾せら
 れ、遵奉せられることを内外に宣明するため、強力なる全権団を国会より派遣せられ
 たいと存ずるのであります。幸いに 議員諸君 の 御賛同を希望してやみません。（拍
 手）

総理の報告演説にたいしては、衆議院では北村徳太郎・浅沼稻次郎・風早八十二の諸
 氏が、また、参議院では和田博雄・木内四郎・佐々木良作・堀真琴・岩間正男の諸氏が
 質疑演説を行つた。論戦の焦点は領土問題・安全保障問題・中国問題等にあつた。詳細
 は、この調書の枠外であるので、省略する。

総理の演説案は、英訳して、15 日午後 4 時半次官からボンド参事官に提示した。そ
 の後 7 時半、西村はフィン書記官と会談の際同官は「演説案はファイナである。安全保
 障の説明がよくできている。演説では総理の方でいいたいことは遠慮なくいわれたがい
 い」とのべた（「備忘録」8 月 15 日）。

8 月 16 日情報部から公表した総理の報告演説の英訳文は、付録十一に収めてある。

上記のようにして総理の念願とされたあの国会による対米感謝決議はついに問題とな
 らなかつたのであつた。

第 10 平和条約および安全保障条約のための全権委任状

平和条約および安全保障条約署名のための全権委任状についてダレス特使がいろいろ
 関心を示したこと、および、それにたいするわが方の反応は、これまでに説明した。こ
 こでは、新憲法のもとで内閣総理大臣・発出・天皇認証てう新形式の全権委任状をはじめて

(25)

起案することになった（注）事務局レベルの話し合いを記録しておきたい。

（注） 全権委員（したがって全権委任状）の閣議請議については、つぎのような話がある。

8月3日午後6時半、外務政務次官の参議院外務委員招宴（築地植むら）に出席していたところに、岡崎官房長官から「即刻総理官邸にくるよう」連絡があつた。行くと、「全権委員はだれが請議するか」という質問。「外務大臣の請議によつて閣議決定をなすべきもの」と答える。同席の佐藤法制意見局長官も「同意見」であつて、両者の意見として「外務大臣請議・閣議決定」ということになった（「備忘録」8月3日）。

外務事務当局は、「天皇は…宣示する」で本文をはじめ、天皇の認証と御名と御璽を中央表立つたところにおき発出者内閣総理大臣をそのしるしに置いて、なるべく戦前の全権委任状の型に似かよつた一もちろん、「万世一系の」という形容詞は省略したものを起案した。

8月18日、小畑くんの手になる全権委任状案を佐藤法制意見局長官に示して意見を求めた。同日の「備忘録」は、「賛成しない、が、反対もしないという返事。20日フィン書記官に示して意見を求めよう」と記録している。

20日、藤崎は外交局フィン書記官に全権委任状案（和文および英文）を示し意見を求めた。フィン書記官は、「自分は結構と思うが、ワシントンに転達するかどうかなど部内の意見をきいたうえ連絡しよう」といつた。

21日、他用で同書記官を往訪した藤崎が「どういうリアクションか」とたずねたところ、まだなにも処置していない様子であつた。

24日の閣議にかけることになつていたので、23日の朝、同書記官に督促したところ、「今日一日待つてもらいたい」ということであつた。そして5時すぎから電話で、「これはわれわれとしてアブルーヴするとかしないとかいうべき筋合ではないと思う。貴方でいろいろ考究のうえこれでよいと思われるのであれば、それで結構であると思う」と連絡してきた。

このようにして全権委任状の型式は事務局の腹案どおりになつた。ただ、佐藤長官・フィン書記官に内示した和文書きだしにある「この書を見る有衆に…」の「有衆」は確定案では「各位」と修正された。

8月20日フィン書記官に内示した全権委任状案（和文および英文）は、付録一二

（26）

8月23日藤崎作成のフィン書記官との会談メモは、付録一三

8月23日付議と全権委員に交付すべき全権委任状に関する閣議請議は、付録一四に収めてある。

8月27日、他用でフィン書記官を往訪した藤崎にたいし同書記官は、

「先日、貴方から提起された最高司令官の権限との関係に関する問題については、まだワシントンからなんらリアクションがない。しかし、われわれとしてはサン・フランシスコ会議の席上、日本の全権委員の権限に関し疑義がでた場合にただちに応答できるよう用意をしておきたい」といつて、つぎのような質問をだし藤崎から付記のように返答した。

全権委員代理にはなにかのクレデンシャルがだされるか？

（だされない。身分証明書のようなものはだされるかもしれない）。

全権委任状は、天皇がだされるのか？

（政府が閣議をへてだす）。

憲法第74条には法律および制令にはすべて主任の國務大臣が署名し内閣総理大臣が連署することを必要とするところがあるが、これは全権委任状の場合に適用あるか？

（74条は、法律および政令についてのことである。その他の公文書の様式については、旧憲法のもとでは定めがあつたが、現在は法令の定めがない。その案をGSにだしたことがあつたが、承認されずじまいになつた。全権委任状の様式は、今回の場合が先例になる。この全権委任状の様式を問題にする者があつた場合には、内閣総理大臣と主任の國務大臣がちゃんと署名しているという事実を指摘すればよいと思う）。

この話合いの間にLSのバッシン氏が来室した。フィン書記官は、バッシン氏との話でもこの件に関係があるといつていた。察するに、DSは本件についてLSと相談していたらしい。

8月27日の藤崎・フィン会談メモは、付録一五に収めてある。

安全保障条約のための全権委任状は、8月27日、閣議請議28日閣議決定を行つた。

（27）

「備忘録」は、8月24日に、「安全保障条約には、総理のみ署名されることに決定—この旨フィン書記官に連絡す」

と記録している。

8月27日付安全保障条約のための全権委員に交付すべき全権委任状に関する閣議決議は、付録一六に収めてある。

なお、全権委任状は、28日午前、藤崎からフィン書記官に手交しておいた。

第 11 全権・全権代理・顧問にたいする平和問題の近況に関する説明

全権あるいは全権代理のうちには内定または発令の後、外務省に挨拶に見え、ついでに事務当局の室に立ちよられて労をねぎなわれた方もあつて、一同恐縮した。また、条約局長にたいし別個に説明を求められる方もあつた。

25日正午、全権・全権代理・秘書が参集してはじめて連絡会議が開られた。「備忘録」は、そのあとに、「出発の近きを感じず」と付記している。

27日午後2時から3時まで、首相官邸で、苫米地全権と徳川全権に平和条約の説明をした。第14条まで。「備忘録」は、「苫米地全権は頗る熱心で、こちらの説明が半分。残りの半分は、全権の考えやダレス特使との話を語る。なかなか自信をもつておられるようである」と記録している。

28日午前11時半、目黒官邸にいったところ、総理から「30日に全権および全権代理を首相官邸に参集してもらいたい、平和会議の最近の情勢と桑港会議の行事日程および安全保障条約について報告すべきこと」…を下命された。で、直ぐ「松井秘書官に連絡して打合せ」しておいた。（「備忘録」8月28日）。

29日午後、苫米地全権に全権委任状と安全保障条約について説明した（29日の「備忘録」）。

30日午後6時官邸で閣僚・全権・全権代理・顧問のパーティが行われた。

30日の「備忘録」は、いう—「本日中に取り行うことになつていた全権・代理・顧問の参集は、松井君との連絡に不備があつて、催されなかつた。同君は、同タパーティの前後にしていだらうとの軽い考えでいた。総理の意向は強かつたのに。そのために

秘書官も叱られ、わたくしも叱られた。首席全権からの命令として何時・どこに集合せられたしと下知すれば足るようにすべしと申され、大いにあやまる。お叱りとあやまりの交錯。この会合は、明31日午前10時、外務省大臣室で開催のことに決定。」

31日午前10時から11時10分まで全権・代理・顧問にたいし、総理に代つて、平和問題の近況・安全保障条約・桑港演説などについて説明した。「備忘録」は、「吉武代理より大いに慰勞され感銘す」と付言している。

条約局長の説明の内容は、(i)ソ連のサン・フランシスコ会議への参加、(ii)インドの不参加、(iii)会議参加国、(iv)会議の議事日程、(v)安全保障条約にわたる概括的なもので8月28日付で作成用意した資料によつた。

8月28日付作成の「平和問題の近況」は、付録一七に収めてある。

第 12 桑港演説の用意

8月にはいると、事務当局の頭にはわが代表がサン・フランシスコ会議でしなければならぬ演説の起草が去来した。。しかし、事務幅狭してよいに手がつかなかつた。

7月28日の「備忘録」には、「…総理の議会報告案の起草をはじむ（午後）。小畑くんに桑港における総理の演説について構想を練つておいてくれるようお願いする（午前10時半）」との記入がある。

8月9日の「備忘録」には、「桑港における総理の演説の骨組を小畑くんに渡して英文起草をお願いする」との記入がある。

9日作成の「骨組」は、つぎのようであつた。

—8月9日作成

- 「1. 公正寛大な平和条約・和解と信頼の平和条約に対する謝意。
2. 連合国の信頼に応える日本の覚悟、条約の前文に表明した意思を体して自由世界の頼み効ある一員となるべき旨の宣誓。
3. 日本の民主化と経済自立に対する過去における連合国とくに米国の援助と支援に対し謝意を表し、且つ、今後における理解ある協力の期待。

ここに、領土の四割五分を喪失し、そこに、海外からの引揚者をいれて八千三百万人にのぼる人口を養うことの困難性にふれる。

4. 平和条約の受諾及び忠実なる履行の宣誓。

但し、将来のため左の点について国民感情をひれきしておく。

- a. 安全保障条項 日本の国連支持と国連憲章第2条の原則確守一日本が再び侵略の脅威となることなかるべきことの宣明。一条約の与えた自由を正しく世界協力の精神で行使する。
- b. 千島と信託統治地域
- c. 賠償と在外資産
- d. 未帰還邦人問題

5. 日本の朝野の平和条約に対する感謝と信頼の再言。条約成立が平和確立を意味し、東西の対立の溝をふかめることなかれかしの日本人の衷心からの希望をくつかえして結ぶ。」

さて、8月11日早朝、岡崎官房長官の車に便乗して箱根に総理を往訪、増田幹事長も別に往訪、総理と両氏の用談の後半から席にくわつて懸案事項について報告し総理の指示をえたことは、すでに説明したところである。この席で、総理は、「別荘に1泊して桑港演説を書け」と命令され、その考えをのべられた。

この日、用談後一同は別荘で昼食をいただいた。

食後暫時歓談のあと両氏が辞去されると、総理は一今日は条約局長を確詰めにする。桑港演説を書きあげるまで帰えさんといいいながら別荘玄関左側の一室に連れていかれ—さあ、ここで書きたまえといつてひっこまれた。

見ると、ベットのかたわらに大きなデスクが置いてあり、そのうえには用紙筆墨・ペン・インクなど原稿書きに心要なものがいつさい揃えてあつた。サイド・テーブルには果物や飲みものも用意してあつた。

午後から一総理といつしよにいただいた夕食とそのあとのしばしの休息をのぞいて一午前3時まで苦吟してようやく一案をまとめ写し2通を作成した。総理の構想に先日小畑くんに渡した「骨組」の「肉」を取りいれたものである。

11日の「備忘録」は、「…昼食をいただく。演説起草のため一泊せよとの命令。一般構想をのべらる（報告の席上）。それをメモにとつておく。午後から作文にかかる。山

中冷氣・心中熱気、想妻子・恐筆紙である」と記入している。

翌12日、朝食をいただいた後、総理の前で原稿を通読して批判を乞うた。些少の削除と文句の修正と文章の追加を求められただけで、だいたい意をつくしている」といわれた。写し1部を総理の手許に残しておいた。

以上のことを記録した後「備忘録」は、「以上を三井別荘の一室で記入しているうち、邸内騒然となる。別館から失火したもよう。書食には外人客を呼んでおられる。大事にいたらずして鎮火。ボイラーの過熱で屋根2坪ほどやけた。ホットした。別荘の一室で昼食をいただき、休息し、あるいは、書きものをする。…」と記入している。

原稿の写し1部は英訳のため小畑くんに渡した。

8月20日、総理は、24日までに桑港演説を用意するよう改めて下命された。

21日、「終日、桑港演説の起案に苦吟す」（「備忘録」）。22日、「桑港演説案をまとむ」（備忘録）。23日、「桑港演説（安全保障）をまとむ」（備忘録）。24日、「…総理官邸より目黒官邸にゆく。昼食後、総理に桑港演説案をごらんにいれ批評を乞う。意見をいわる。直ちに改作す」（「備忘録」）。25日、「午前、桑港演説案（平和条約と安全保障）を次官に託して箱根の総理にとどける。岡崎官房長官にもとどける。長官は、「長くなつてもいいから国民感情の向うところを察してすべてをいいつくさねばならぬ」と忠言さる」（「備忘録」）。さらに、28日の「備忘録」は、

「午前10時半。目黒官邸にゆく。総理より、30日に全権および全権代理を首相官邸に参集してもらい、平和会議の最近の状況と桑港会議の行事日程および安全保障条約について報告すべきこと、ならびに、桑港における演説案をかため英訳をシーボルト大使に提示すべきことを下命さる。

本日中に双方とも作業し、29日中に総理のお目にかくべきことを約す。

.....

総理は、今日正午の日米協会における演説案について気を労しておられたようなり。

.....

× × ×

.....

× × ×

.....

× × ×

.....

× × ×

夜9時半までかかりて演説案の3訂版を作成してタイプにまわす。条約課の同僚諸君とタイプの2女性はなお仕事をつづけつつあり。わたくしは、この日記をしたため、かつ、調書（安全保障条約）を書きつつ、その終了をまたんとす。今夜は、何時に帰宅できるや。

× × ×

.....」

と記入し、つづいて29日の「備忘録」は、

「午前10時半 目黒官邸にて 総理に桑港演説案を見てもらう。小畑くんとふたり。1・2意見をのべらる。それをいれて小畑くんが英文をかため、英文によって日本語を修正することに打合す。この作業は、夜10時半に完了す。…」

と記入している。

こうして演説案の英・和文が一応かたまつたので、翌30日午前、松井秘書官は、演説案（英文）をシーボルト大使に内示した。

大使は、通読して、下記のような意見を洩らした。

「日本国民の感情は感情として伝えねばならぬと思うが、将来にたいする積極的な建設的な面がでていない。一般にネガティブな印象をうけ、平和問題の両審議という印象をうけて失望した。今後にたいする建設的な構想がほしい。領土問題も「和解」の精神で新時代にはいつていることをだしたい。経済問題は、日本の困難な事情は理解するが、それだけでは不十分で日米経済協力とか未開発地域開発計画にたいする寄与など積極的な面をだしてほしい。未帰還問題は、長すぎる。一行でいいではないか。調印するかしないか態度不明確な国が相当あるから、そういう国のことを考慮にいれて、過去は過去として流し、日本が世界の平和と繁栄とに大いに寄与することを正面にだしたがよからう。国連に一言もふれていないのは不満足である」

大使のオブザベーションを聞かれた総理は、

「国民感情は感情として伝えねばならぬと思うが将来にたいする積極面と建設面がでていないとの評は当っているかもしれないから、一案を作成し明31日午前中にDS

と英代表部クラットン代理に提示するよう」

と命ぜられた。

で、夕方から早急に作業をはじめ、夜10時半、目黒官邸でまとめあげた。さらに12時すぎまでかかつて小畑くんの手で英文にし、英文によって藤崎が和文を整えた。

ところで、総理は、演説案の第2案一すなわち8月24日稿一に自ら加筆されてその気持ちに合ったものを作っておられた。それにも事務当局で加筆するよう命ぜられた。そうした。この案を、総理は、翌31日の閣議で披露されることになった。閣議披露用の浄書は、帰宅後、力石事務官が拙宅にきて午前2時までかかつて書きあげてくれた。（当時力石くんと筆者はともに新大久保の公務員宿舎に住んでいた）。

閣議用の浄書は、31日午前9時官邸にとどけた。（「備忘録」30日および31日は詳細上記のしだいを記録している）。

閣議に披露された「演説草案」は、下記のとおりである。

「1. 日本は、1854年 Comodorl Perry において、次いでアメリカ合衆国との和親条約によって開国、国際間に紹介せられた。爾来日本は、米国をはじめ世界各国と敦厚な友好関係の下に史上稀有の発展を遂ぐるに至つたが、1929年世界不況に遭遇し国情に異常の衝動を与え漸く発達し来れる政党議会政治の進歩を挫折せしめ、軍国主義の抬頭となり遂に太平洋戦争となつた。開国から約1世紀を経たこの1951年に、同じくアメリカ合衆国の指導的役割の下に作成された平和条約によって、日本は、再び国際社会に復帰しようとしている。日本の興亡盛衰を身をもつて体験してきた私にとって、一片の感慨なきを得ない。

2. 1945年8月15日、日本は、戦争を終結するため、ポツダム宣言を受諾し、その受諾した条項をあくまで忠実に遵奉して、その国家体制と社会秩序から軍国主義を一掃し民主主義の確立を期し、依て以つて国民は独立の回復、国際団体の復帰の日の1日もすみやかならんことを希望した。過去6年間年月短かしとせず敗余の国民生活決して容易と言うべからず、ここに平和条約締結を見るは国民の真に喜びとするところである。しかしながら、なお、私は、ここに日本国民に代つて、諸君に訴えることを義務と感ずる2、3の点がある。

その1は、領土の問題である。

日本は、この平和条約によつて領土の4割5分を喪失する。明治以来新たに日本の領域となつた諸地域は、戦勝とか、合邦とか、交換とか、いずれもその当時国際法上認められたる合法の方法で取得され、列国の承認されたものである。カイロ宣言に所謂「奪取」「盗取」「略取」したもので決してない。又、ある民族を「奴隸状態」においたこともない。これは、日本の歴史のために、将又国民の名誉のために明らかにしておかなければならない。

父祖伝来の領土に対する愛着は、いづれの民族にもひとしく存する理論以上のものである。南千島のように本来の日本の領土であり、いまだかつてどの国との外交交渉においても論議的となつたことのない地域が、戦争又は合邦によつて取得された他の地域と同じように祖国から分離されようとしている。この列島の傍にある北海道所属の小島ハボマイ諸島及びシコタン島までも、たまたまその兵營が存しただけの理由で現在占拠されたままである。

奄美大島琉球等の南西諸島についても、その住民が祖国より永く分離することを悲しむの心情を茲に述べるを私の義務と存ずるものである。

その2は、経済に関する問題である。

平和条約によつて日本は、領土の4割5分に及ぶ地域をその資源とともに喪失し、狭い地域に8,400万に及ぶ人口を擁するにいたつた。領土として残つた地域も戦争のためはなはだしく荒廃し、特に主要都市はほとんど焼失した。さらに平和条約は、日本の年間国民所得額に数倍する在外資産を日本から奪い去ることとなる敗余致仕方なしとするも国民経済自立するまでに外援なくば終局において友邦の負担に終らざるに至るなきを保せないのである。

その3は、未引揚者の問題である。

平和条約の締結に際し、日本国民の最も心配する点は、ソ連及び中共地区から未だ帰つてこない34万余に達する日本人の運命である。これらの人達は、いずれもその意思に反し、帰還の機会を奪われ、異境にあつて強制労働に服せしめられ、あるいは、窮迫せる生活状態に放置されておる。しかも、そのうち相当多数の人々が死亡していることも判明している。平和条約に日本の未帰還の捕虜に関する規定がおかれたことは、日本国民の多とするところである。正義と人道は、当該連合国に対して、残留するすべての日本人の即時帰国を要求するものであると信ずる。連合

諸国に対し、今後ともかれらのすみやかなる帰還のため、国際連合において、又は、その他の方法によつてあらゆる協力を与えられるよう、人道の名において、お願いしたい。

3. しかしながら、私は、同時に、この平和条約が、上述のような要請あるにかかわらず、日本の国内において圧倒的な支持をえていることを諸君に伝えることを喜びとする。この条約は、まことに、和解と信頼の平和条約である。日本国民は、平和条約がこの指導精神の下に作成されたことを最も多すると同時にこの条約に署名すべき諸連合国との関係においてすべての偏見と猜疑を捨て、伝統的な友好と信頼の関係を確立することに努めるであろう。私は、ここに、連合国においても同様に和解と信頼とをもつて日本国民に伝えられることを期待する。

4. 日本は、その1947年の新しい憲法に明らかなように平和を愛好する民主主義国家として生れかわつた。思想の同一は、国家と国家とを結ぶ強固な紐帯である。世界になお残存する専制と抑圧に対して、自由世界の団結が叫ばれているときに當つて、日本は、その一員として応分の貢献をなすことを名誉ある義務であると考え。このことは、朝鮮の動乱に際する日本政府及び日本国民の態度にも明らかところであろう。

今日の世界は、戦後6年にしてなお平和回復に成功していない—世界のすべての国のすべての人間が平和を希望しているにかかわらず日本国民は、平和と繁栄とを希望するにおいて、人後におちない。この平和条約は、日本が、この目的のため対等の主権者として連合国と協力することを期待している8,400万の日本人は、その力を結集して平和愛好の民主日本を固め、極東の安定勢力として、極東のひいて世界の平和と繁栄に貢献するであろう。かつて日本は、極東の安定勢力を以つて自らを任じ文化繁栄の指導者たらんと自負して、実これにともなわなかつた。しかし、日本のおかれていた地位とその1世紀にわたる体験を、とくに最近その通過したる苛烈なる試練とは、よく今後の日本をして極東安定の一分子たらしめるであろう。日本人の勤勉と技能とは東亜における経済の開発と発展に、よこんで提供されるであろう。日本人の政治的資性は、必ずや日本に平和愛好の民主国家を打ちたてるに足るべく、これによつて、日本を東亜全般における専制と圧迫に対する自由と平和の防衛基地とし、平和愛好諸国のため、平和と繁栄の跳躍台とするに足るで

あろう。わたくしは、連合諸国が虚心坦懐に、わたくしの言うところに信をおかれるよう望む。

わたくしは、この寛大にして公正な平和条約を作成するために終始主導的立場をとられた合衆国政府並びにこれに同調することによつて条約の作成を可能にされた英国政府及び他の連合諸政府の労を多としたい。更にこの平和条約の成立が世界の平和と繁栄の一步前進となり、かくして、この平和会議を召集された合衆国の素志も生き、また、この平和会議をかくまで盛大に準備されたサン・フランシスコ市—国連憲章発祥の榮譽を担う市—の歴史にいま一つの榮譽を加えんことを衷心から祈念する。」

閣議の席上閣僚から出た意見は

天野大臣から

- 1 世界が2分し1つは侵略の意図をもっていると言明するのはいかかと思う。わが国としてはあくまで世界の平和と1つの世界を望むべきである。
- 2 平和条約案は国民の圧倒的多数の同意と賛同を得ているというより「得ていると信ずる」としたがいい。

周東大臣から

領土の点に言及したのは結構であるが、そのあとに「考慮を願う」という意味を書きくわえる必要があろう。

橋本大臣から

- 1 小笠原諸島の名をあげておいたがいい。
- 2 東亜の安定勢力たんとする具体的関係が不明である。

保利大臣から

「東亜の安定勢力」という言葉が非常に強くひびかないかと思う。
 というのであつた。

30日夜、シーボルト大使のオブザベーションを考慮にいれて改修した演説案は、総理の命令にかかわらず、ついに外交部にも英国代表部にも提示する余裕がなくそのままサン・フランシスコに持参した。総理もふかくとがめられなかつた。

—このままサン・フランシスコに持つていこう。各国全権の演説を聞き会議の空気を考慮にいれて現地で練りなおすことにしよう。

これが総理の言葉であつた。

上述のようにしてつぎからつぎへと改修された演説諸案すなわち上に全文を紹介した

閣議に披露したものを除き、

- 1 8月11日稿
- 2 8月21日稿
- 3 8月22日稿
- 4 8月24日稿
- 5 8月28日稿
- 6 8月29日稿
- 7 8月30日稿
- 8 シーボルト大使に内示した英文
- 9 8月30日案の英文
- 10 8月24日稿の安全保障条約に関する演説案

は、「桑港演説案集」として、付録一八に収めてある。

また、31日の閣議において表明された閣僚の意見メモは、付録一九に収めてある。

第 13 8月28日の日米協会午餐会における総理・リッジウェイ最高司令官・シーボルト大使の演説

8月28日、日米協会は午餐会を催しサン・フランシスコに向け出発しようとする全権一行の壮途を祝つた。席上、総理とリッジウェイ最高司令官とシーボルト大使は、要旨つぎのような演説をした。

総理

「勝者としてでなく敗者として平和会議に臨もうとしている。6年にわたる連合国の占領の後平和会議に呼びだされている。なにも愉快なものはないはずである。にもかかわらず、日本中がよろこび—お祝いとまでいうか—の気分につつまれている。なぜか。懲罰的な規定をふくまず日本に完全な主権と自由と平等を回復し国際社会において名誉ある地位を約束する平和条約に調印しようとしているからである。それは歴史に類例のない公正にして寛大な条約である。和解と信頼の条約である。

いうまでもなくこの寛大な条約は、アメリカ政府とくにダシス氏のおかげである。

かつてマッカーサー将軍今リッジウェイ将軍の統率下にある総司令部にも感謝する。
シーボルト大使にも感謝する。

日本は1854年アメリカと和親条約を締結して国際社会の一員となった。この条約の批准書は1860年新見豊前守が米艦 Powhatan 号に乗って太平洋を渡りワシントンに持参した。

この金曜日、われわれは、米民間航空機に乗ってサン・フランシスコに渡り自由・民主・平和に献身する新日本のあけぼのを告げる平和条約を持ち帰ろうとしている。

数世紀にわたる鎖国から封建日本を引きだしたのはアメリカだった。軍国主義者支配下の10年におよぶ不名誉な孤立から今日本を解放しつつあるものもアメリカである。これは偶然の一致ではない。これはアメリカと日本を結合する共通の運命を証明する史的事実だと信ずる。わずか数年前まで苛烈な戦争の敵方であつた両国が今ふたび真実の相互信頼の友情のうちに結ばれようとしているのは天意のしからしむるところというべきであろう(注)。

この楽しい午餐会を催された日米協会に感謝し、かつ、日米友好関係を増進しもつて世界の平和と繁栄に貢献しようとせられる貴会の高遠なる使命の成功を祈る」

(注) 英文の provisional を providential の意味に訳した。

リッジウェイ最高司令官

「つぎからつぎへと発生する歴史的に重要な事件の裡にわれわれは生きている。

吉田総理一行は日本とアメリカばかりでなく全世界にとって歴史的に重要な使命を果されようとしている。その任務は容易ではない。必ず成功裡に平和条約は締結されるであろうが、締結されればその時には総理一行の問題と日本国民の問題はまた、解決の困難性も増大する。これは自由諸国の指導者についてとくにそうであつて、かれらは現在および未来の同胞にたいする責任を自覚するが故に権威の増大は必然責任の増大をもたらすことを知るのである。とはいえ、わたくしは自由国家としての日本の将来およびひとしく日米両国国民に関係する幾多の重要問題に相互満足な解決を発見することができることに完全な自信をもっている。歴史はこれにおとらず多数のまたは錯綜した問題を解決した日本国民の勇氣と決断と忍耐を記録している。

ステーツマン吉田総理に率いられた全権団はじゅぶんにこれらの素質をもつておられる。全権団は自由に選出せられた。そしてほんとうに圧倒的多数の日本人の代弁者と考えてよろしい(注)。

総理・全権・全権代理各位にたいし最大の成功と仕事を終えて速かに無事御帰国あらんことを祈る」

(注) 『全権団が自由に選任せられた』『圧倒的多数の日本人の代弁者と考えてよろしい』の句は、先に本調書の「第五」で説明した「平和条約締結と連合国最高司令官の日本管理権との関係」のわが方の設問に対応する言辭であると思う。

シーボルト大使

「過去6年間における前進の段階や挫折の時期や改善テンポの変転やをここに想起する必要はない。ただ、1945年末期・46年初期日本に存在した絶望・破壊・落胆を想起すれば足りる。この6年間日本政府および日本国民が直面した大変な問題にどうして解決の途が発見されたかをここに想起する必要はない。ただ、工業・農業・政府が思想・言論・信教の自由を国民に保障する憲法の下で今や円滑に運営されていることを指摘すれば足りる。今日日本のあらゆる社会には一新されたエネルギーと勇氣が感ぜられるように思う—これは常に日本国民の特性ではあつたが今回は全世界の圧倒的多数の諸国家との平和友好の途に向けられているのである。

これらの徴候は、日本と合衆国その他の世界との間に平和な政治・通商・文化の協力がいよいよ健全に発達していくであろうことを予言するもので、よろこばしい。がこれらの徴候は、また、なお解決すべき問題が残っていることを想起させもする。平和条約の調印だけで前途に横たわる困難がすべて解決されるものでないことをわれわれはよく承知している。条約調印は、むしろ日本にとつてこれらの困難を克服するため今までより大きい不屈の精神・辛抱・それからおそらく犠牲までもが必要であることを示すシグナルである。しかし、輿論と政策の形成の任に当る者による正直で自由な討論と批判的分析の結果目標を一つにし互いに助けあい互に理解し合つて刻苦これが解決に取りくむならば、克服できない問題はないと信ずる。諸くんも御同感であらうと思う。

このようなしだいで日本国民は将来を悲観する理由はない。今日の世界では各国とも重大な問題に直面しているが、各国それぞれ自己の可とする方法でこれを解決しなければならない。それは、完全な主権にともなう責任である。この責任は他の諸国も権利と特権と遺産をもっているという事実のために複雑になつてくる—この権利・特

権・遺産は、現代の世界では、じゅうぶんに尊重されなければならない。どの国も孤立することはできない。

全権各位におかれては上述した2、3の基本的概念を心に収めておいでのことと思う。もちろん、他に概念もあろうが、調印されようとする平和条約の基調を成す目的が和解をすすめ正しい平和を維持しようとするにあることを確信いたして、各位が日本国民の代表として選ばれたことを慶祝いたすものである」

3演説の英文は、付録二〇に収めてある。

第14 8月29日のシーボルト大使の連絡

8月29日午後、井口次官シーボルト大使と会談の節、大使はサン・フランシスコ会議について下記のしだいを次官に伝達した。

(イ) 会議では日本代表は連合国代表と同じフロワーにおかれる。ただし、連合国代表がABC順で着席し、最後に日本代表の席を設ける。

新聞記者も連合国のプレスと同じ場所におかれる。

(ロ) 全権団の間の儀礼的訪問と答礼は、全部しない。レセプションに日本全権団もふくめて招待する。

(ハ) 日本全権は、会議の議論には参加しえない。最後に発言を許される。

(ニ) 参加国必ずしも調印するとコミットしているわけではない。東南アジア諸国の調印が望ましい。日本代表団は各国代表団との公私の接触において外交的であつてほしい。対プレス関係もその面から大切である。日本全権団でプレス係を設けられた由であるが、国務省からマクダーモット氏もサン・フランシスコにくる。忠言し援助してあげようから連絡を密にされたい……

など。(8月28日の「備忘録」に記載)。

シーボルト大使からの連絡は、もちろん、総理にも伝えておいた。

第15 連合諸国の態度

一対ソ反駁資料の作成一

サン・フランシスコ平和会議の招請にたいしソ連邦は8月12日付で「1951年9

月4日サン・フランシスコで開催される会議に代表団を派遣し対日平和条約問題に関するソ連政府の提案を提出すべき」旨を回答し、かつ、全権 A. A. Gromyko 外務次官・A. S. Panyushkin 在米大使・G. N. Zarubin 在英大使・S. A. Golunsky (member of the staff of the Foreign Office) の氏名を通報した。

合衆国政府は、8月16日付これが受領を回答するとともに「ソ連邦政府の受諾を欣快とする。しかし、後日の誤解をさけるため、招請状は米英両国政府が「平和条約の最終案を送付すべき」ことをのべていたが、それはすでに実行されたこと、および、そのテキストの条項を基礎とする対日平和条約の締結と調印のための会議への招請であつたことを想起したい。サン・フランシスコ会議は平和条項の交渉を再開する会議ではない。平和条約案の条項は、1950年8月中旬に開始されその最終結論が51年8月13日の条約案に具現されている事実上11箇月にわたる平和会議を構成した精力的な多数国間交渉の結果到達したものである。ソ連邦政府は口頭の意見交換および10通を下らぬ草案や覚書の交換によつてこの手続に参加され他の連合国とひとしく8月13日の最終条項となった各種の修正を形成する機会をもたれた。8月13日案は、歴史に例のない協同的努力の一部をなすものであり、手続でも、また、実質でも主権の平等と正義の法則に基づく方法を信ずる諸国の最良の伝統を代表するものである。合衆国政府はサン・フランシスコで条約の性質をじゅうぶん説明いたす機会をもつことを欣快とする。会議参加の各国も説明や声明をなす機会をもたれよう。かかる会議にソ連邦が参加されるを歓迎する」と答えた。

合衆国政府の回答がサン・フランシスコ会議が一般にいう「平和会議」ではなくいわば「平和条約調印会議」であることを強調しているところに、サン・フランシスコにおいてソ連邦代表が条約内容の論議をむしかえし会議の進行を妨害することなきようにとの合衆国のつよい警戒心と決意がうかがわれる。

インド政府は、8月23日付会議招請を拒絶した。インド政府は、23日付書簡のなかに会議不参加の理由を詳細説明している。要約すると下記の通おりである。

「インド政府は交渉中

(1) 平和条約は日本に自由諸国の世界で名著ある平等で満足な地位を与ゆべきである。

(2) 極東の安定平和に利害関係をもつすべての国の参加を可能ならしめるものでなければならぬ、の二つの基本的目標を強調してきた。

インド政府は、慎重考慮の結果、この条約は重要な点でこの双方を満足させていないとの結論に到達した。

(1)についていえば、

歴史的に日本人と因縁があり他国から略取したものでない領土の全部復帰を日本がこいねごうのは当然である。琉球・小笠原諸島はこれに属する。条約は、しかるに、これを合衆国の信託統治地域たらしめようとしそれにいたるまでの間合衆国が立法・司法・行政の3権を行使しようとする。これは、日本人大多数の不満を買うものであり将来極東における紛争の種をまくものであること明白である。

また、日本は、主権国家として条約案第25条にいうごとく国防衛衛のため協定をする権利をもつべきである。この権利は日本が真に主権国家となつたときに日本政府が行使すべきである。条約のなかに現在の占領軍がひきつづき日本に上述の防衛協定の一部として駐留することは、この協定が主権国家としての自由を完全に行使して日本がくだした決定をあらわすものではないとの印象を与えやすい。その日本人ばかりでない大部分のアジア人に及ぼす影響はまことにおもしろくないものがある。

(2)については、

インド政府は条約が台湾の中国返還を規定することを重要視する。返還の時期と方法は別途交渉の目的たるべきものであろうが、既存の国際協定を無視して台湾の将来を未決定のままにしておくことは正当とも適当とも思わない。千島列島・南樺太についても同様のことがいえる。

上述した理由によつてインド政府は、条約に参加できないと決定した。インド政府は、極東で永続的平和が具現することを真摯に希望し、かつ、これがため合衆国その他の政府とその外交の基本原則に準拠し可能な方法で協力したい。その第一歩としてできるだけ早く日本と戦争状態を終了し外交関係を樹立するつもりである。

サン・フランシスコ会議では交渉は許されないが参加各国は条約にたいする見解を陳述するのは自由であるとされている。この返簡にふくまれているインド政府の条約にたいする見解は会議にたいするその立場をじゅうぶんに明らかにするものであると思う。合衆国政府におかれて反対でなければ、この返簡を8月28日開会のインド議

会に通報したい。本簡が一度公表されればサン・フランシスコ会議の資料ともなりえようから、合衆国政府におかれて会議参加者にこれをサーキュレートしていただければ幸甚である。インド政府は条約に調印しないから代表は派遣いたさないことにする。

1951年8月27日月曜に本簡をインド議会に通報することに異議をもたれないかどうか御返辞いただければありがたい」

合衆国政府は、8月25日付返簡で、インド政府の不参加に遺憾の意を表明した後「条約は日本に自由諸国の世界で名誉ある平等で満足な地位を与えないといわれるが、これは意外である。合衆国は当初から正にそのような地位に日本を回復することを目標として闡明してきた。問題の条約は類例のないほどこの目標を達成しているというのが合衆国政府の信念であり日本の政府および国民もそう思っている。例えば7月13日付ダレス氏宛書簡のなかで吉田総理は「協議にあずかり、意見や希望をじゅうぶん開陳する機会を与えられ、さらにその大部分が条約案に盛り込まれたことに感謝する。現在の条約はアメリカの公正・寛大および理想主義をじゅうぶんに反映しているといっている。インド政府におかれて日本の政府および国民の意見をじゅうぶん理解し考慮されたかどうかを疑問に思う。

また、インド政府は条約は極東の安定平和に利害関係をもつすべての国の参加を可能ならしめるようにつくられていないといわれるが、条約は多数国による調印を規定し、また、日本に1942年1月の連合国宣言の当事国であつてこの条約の調印国でないものと同趣旨の条約を締結する義務を課している。この条約の共同提案者たる英国および合衆国ならびに条約作成に協力した他の多数の連合国の政府は、すべての連合国が参加しうる条約にしようといふ大いに苦心した。

インド政府は「歴史的に日本人と因縁があり、日本が他国から略取したのではない領土全部を日本に返還すべきだといわれるが、それでは日本の主権は4つの本島および連合国が決定する小島に限られるとするポッドム宣言から大きく離れることになる。過去5年半インド政府はこれらの条項を一度も問題にされなかつた。その間インド政府は極東委員会の一員として千島および琉球にたいする日本の完全な主権を回復すべきことを主張してえられたはずである。にもかかわらず千島に関する条項を完全な主権をソ連邦に与えていないから、また、琉球に関する条項を主権は日本に残して

あるが—合衆国を施政権者とする 信託統治を認めているから、非難される。合衆国は、なに故にインド政府が琉球小笠原の将来の取りあつかいが日本人大多数の不满を買うものであり将来極東における 紛争の種をまくものであると信じられるのか、また、どうして千島と琉球の間にこう違った物差しをあてはめられるのか理解に苦しむ。

インド政府は平和条約の発効と自発的に締結した集団的安全保障取極の発効の間無防備の国家なるのを防ぐ権利を条約が日本に与えていることに反対され、かような安全保障取極が事実自発的であることを証明する唯一の方法は侵略国家の至近の地域で完全に無防備の期間に起りやすい重大な危険を日本におかさせることであるといわれる。が、これが日本国民の希望するところとは思えないし、また、日本の福祉を増進する所以とも思えない。

日本国民が希望しないのに日本の防備を援助することは合衆国にとって実行不可能であり全く好まないところである。日本国政府や議会指導者達の声明、数多くの世論の表明などすべて平和条約の発効と同時に無防備の国家となることを欲しないことを明らかにしている。32をくだらない国連加盟国たる連合国が集団的安全保障取極を締結したは締結しようとしておりこれに合衆国も参加している。このように多数の自由諸国を動かす感情が日本でも表明されないとしたら、それこそ驚くべきことであろう。

インド政府は台湾の将来は「未決定のままにしておいてはならない、条約は台湾の中国返還を規定するべきである、ただし」返還の時期と方法は別途交渉の目的たるべきものであろう、といわれるが、合衆国のみところでは、もし時期と方法を将来の交渉で決定することにするならば将来の処置は「未決定」たらざるをえまいと思う。現時点では台湾の将来について連合国間で合意に到達することは不可能であることをインド政府はよく御承知のはずである。合意ができるまで対日平和条約を延ばせと主張するのは日本を「自由諸国の世界で名誉ある平等で満足な地位」に回復することを事実上無限に延期することである。また、インド政府は台湾の将来が確定するまでその対日戦争状態の終了を延引なさるおつもりではなからうと思う。

合衆国政府は、条約案があらゆる点で完全であるとは申さない。それは人間の協同の努力に不可避免的に随伴する調整をふくんでいる。肝要なことは条約が平和の条約でありまた戦争の種となるような条項でつくられていないということである。延期する

と現在の行動に伴うあらゆる犠牲を無駄にってしまう危険がある。降伏条項を永久化する。占領の適正有効な目的が達成された後も占領がつづけられるならば、その結果は植民地主義または帝国主義となら選ぶところのないものとなる。かるが故にできるかぎり迅速に最良の平和を達成すべく熱心に努力しているしだいである、かるが故にかつての敵国ならびに友邦諸国の復興にたいし物惜しみなく貢献いたしているしだいである。

合衆国政府はインド政府が平和のための協共の努力に参加せられないのを遺憾とする。しかし、インド政府がその外交の基本原則に合致するかぎり極東で永続的な平和が実現するよう合衆国その他の政府とひきつづき協力すべきことを保証されたことを歓迎する。これらの原則が平和にとり実効的な効果ある協力を可能ならしめんことを希望する」と、インド政府が不参加の理由として挙げる諸点に理由のないことを駁しつつ自国の立場とその拠つて立つ原則を熱心に説いた。もちろん往復文書の公表を意識し世論へのアピールをねらつてのことであろう。

ソ連邦の受諾は意外であつた。

インドの拒否は失望であつた。

もつとも、事務局と在京インド代表部とは親しい間柄にあつてインドの条約案にたいする不満・反対は早くから内報されていたので不参加公表の報にはさまで大きい失望を感じなかつた。7月11日の「備忘録」には「印度トリヴェティ君(注; 当時参事官)来訪。印度政府は、信託統治協定成立までの米国の立法・司法・行政権を認めた条項と平和条約後特別協定によつて外国軍隊が日本に存在しうるとする条項は日本の独立権を侵害するものとして削除を主張すべき旨を内話しわが方の感想を求む。日本にとつてこの二つの条項がなくなることはよいことである。印度と米国の話合いに一任し期待をかけるとの趣旨をのべておく」と記録している。

8月14日午前、先方の求めに応じボンド参事官を往訪した(次官に代つて西村)。参事官は、ソ連邦の参加受諾に関し国務省から電報してきたプレリミナリー・コメントを伝えてた。コメントの趣旨は

「ソ連の参加は予期しないことではなかつた。ソ連の参加は事態を変更しまい。予定

どおり推進する。条約案は広汎かつ強い国際的支持をえている。ソ連の出席は会議参加諸国の意思をアブセツトすることはできまい」

というのであり、電報の末尾に「以上吉田総理に伝えられたし」とあるとのことであった。

以上の趣旨は、目黒官邸で昼食後次官から総理に伝達した。

なお、同日午後、藤崎が他用でフィン書記官を往訪した際、ソ連邦の参加に関し私見を求められたので、藤崎は「正直にいつて驚いた。プレゼントな驚きでないことはもとよりだがアブセツトされる必要はないと思う」といつたところ、フィン書記官は、同感の意を表しながらも、「ソ連は相当数の国が米英共同草案に反対の意向を表明するのをまつて、それが一応出揃つたこの機会にこの挙にでたものと思う。草案に不満な諸国もこれを機に参加の意思表示をしてくるかもしれない。拒絶の回答をしてきた国はまだない。そうなるとなかなかのことになる」といつた。

藤崎から「招請状の文言からいつてそういう国々に勝手に邪魔させる手はないので、米側事務当局の腕一つでなんとでも裁ける問題ではないか」といつたところ、フィン書記官は「招請状はそのとおりだが、米国があまり専断的に会議を運営して各国代表にじゅうぶん発言の機会を与えないような印象を与えることも困まる。議事日程をうまくつくる必要がある」といつていた。

なお、ソ連邦の回答の写しは、8月20日、フィン書記官からインフォメーションとして藤崎に手交された。

8月12日付ソ連邦政府の受諾書簡および16日付合衆国政府の返簡は、付録二一

8月23日付インド政府の拒否の書簡および25日付合衆国政府の返簡は、付録二二

8月14日午前の西村・ボンド参事官会談メモは、付録二三

8月14日午後の藤崎・フィン書記官会談メモは、付録二四

に収めてある。

8月25日、箱根に在つた総理から事務当局にもソ連の会議参加に関連し現地であるいは必要となる場合があるかもしれないのでソ連の主張にたいするわが方の反駁資料を用意しておくようにとの電話連絡があつた。8月15日の「備忘録」は「箱根の総理より

対ソ反駁資料を準備しておくよう注意あり」と記録している。

そこで事務当局は

(i) 条約第2条(c) (北方領土) に関する駁論

(ii) ソ連側に拿捕された漁船に関する情報 (2つ)

(iii) ソ連地域引揚問題の要点

を用意した。

もつともこれらの資料を利用する機会はなく終つた。

対ソ反駁資料は、一括、付録二五に収めてある。

なお、当時、外務省事務当局がサン・フランシスコ平和会議をめぐる国際情勢をどう判断していたかは、付録二六の「講和会議をめぐる国際情勢判断」(26. 8. 17)を、また、

(編注4)
ソ連邦の会議受諾にたいする各国の反響については、付録二七の「ソ連の対日講和会議参加受諾にたいする各国の反響」(26. 8. 17情報部報道課)を、また、
(編注5)
最終条約案にたいする各国の反響については、付録二八の「最終草案の発表にたいする各国の反響」(26. 8. 18情報部報道課)を参照ありたい。

ダレス特使は、ソ連邦の会議受諾のあと、8月15日の夜、(ワシントン時間)サン・フランシスコ会議についてラジオ放送演説を行なつた。参考のため全文を付録二九に収めておいた。

第16 イタリア・スペイン・スイス・ポルトガル諸政府の申し入れ

平和会議開催が確定し遠からず日本が独立を回復し国際社会に復帰するであろうことが確実になると、連合国以外の諸国から国交の再開あるいは懸案の解決について申し入れが行なわれるようになった。

1 イタリア

8月10日、井口次官は、翌11日箱根に総理を往訪することになつていた条約局長に

「イタリア大使ダイエタ侯から「サン・フランシスコにおける条約調印と同時にイタリアは対日平和克復の宣言発出方について米国と交渉している。ついでには条約調印前にイタリアに在外事務所設置の方針を明らかにしていただきたい」との申し入れがあつた。

今日まで、予算の問題もあるので、調印後に考えようと答えてきている。次官の気持は先方の希望に応じて外交局に在外事務所設置方申し入れたがよくはないかというにある」

旨を総理に報告・指示をうけるよう依頼した。(8月10日の「備忘録」)。

11日、総理に報告したところ、総理は

「イタリア大使と(スペイン公使)の申し入れにたいしては在外事務所を設置しようとして答えてよろしい。そう答えても、予算その他があつて時日がかかるから、設置は条約調印後のことになる」

と指示された(11日の「備忘録」)。(注)。

(注) ダイエタ大使申し入れの経緯は8月10日および23日の鈴木(九萬)・ダイエタ侯会談メモに詳しい。

イタリアの対日戦争状態の終了等に関する交換公文案は9月4日ボンダ参事官から井口次官に伝達された。公文交換が行われたのは1951年9月27日である。

また、在ローマ在外事務所は9月26日に設置された。

8月10日および23日の鈴木・ダイエタ侯会談メモは、付録二六に収めてある。

2 スペイン

スペインについては、イタリアと同時に、すなわち8月10日に次官から依頼され11日箱根で総理に報告しその指示をえた。スペインの場合、次官の伝言はつぎのようであつた(8月10日の「備忘録」)。(注)。

「「スペインは戦争中非難をうけながら中立を守りとおした。この好意をとおしたスペインを旧敵国より後廻わしにされないように希望する」と公使はいつている。イタリアにたいすると同時にスペインにたいしても在外事務所設置に同意の旨答えてはどうであらうか」

(注) 在マドリッド在外事務所は1951年9月26日設置された。

3 スイス

8月24日午前、スイスのゴルジェ公使は、条約局長と来訪し、工業所有権の戦後措置について協定を結びたいといつて(i)協定はスイスと日本の間の一本にすべきか(ii)SCAPとの関係はどうすればいいかなど当方の意見を求めた。西独とすでに協定を結んでいて、2・3週間のうちにベルヌ特許庁の希望する協定案を送付しよう、また、わが方でも特許庁との間に研究しておこうということになった。そして佐藤(日史)法規課長に特許庁といつしよに研究してわが方でも協定案を用意しておくよう指示した(注)。

(注) その後11月13日スイス外交使節団から協定案の提出があり交渉の結果1953年6月25日「第2次世界大戦争の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定」の署名となつた。

4 ポルトガル

8月30日、外交局ボンダ参事官は井口次官にチモール問題に関するポルトガル政府提案の交換公文案を伝達した。提案は、戦時中わが軍隊のチモール島占領から生じた損害の賠償問題について両国はサン・フランシスコ平和条約発効後同条約の諸原則を基礎にしてこれが解決をはかる意思を表明するものであつた。

31日、条約局長は、ボンダ参事官を往訪しポルトガル政府提案の趣旨に異議ないことを伝え、ただ先方提案に「この交換公文は批准書がポルトガルおよび日本の間に交換せられたとき効力を発生する」とある文言—31日の「備忘録」はこれを「珍文句」としている—を削除するよう申し入れた。参事官は、了承しワシントンとリスボンに電報することを約束した。(注)

(注) その後、9月5日午後、新案文がフィン書記官から伝達された。公文交換は平和条約署名直後(10日)に次官とノギエラ・ポルトガル外交事務所長との間に取りかわすこととし、9月7日閣議の了解をえた。しかし、ポルトガル政府はこの案に不満で回訓せず、本件交換公文は実際取りかわされなかつた。翌52年3月先方から新たな提案がなされ迂余曲折の末53年10月22日の交換公文となつた。

8月30日ボンダ参事官から受領したポルトガル政府の交換公文案(および9月7日閣議了解をえた交換公文案)は、付録27に収めてある。

あ と が き

ボンダ参事官を外交局に訪れたのは午前11時半であつた。ポルトガルとの交換公文

について話をしたほか29日オーストラリア代表部に交付した日漁漁業問題に関するわが方の第2次ノートの写真を手渡した。読んで参事官は「だいたい日本政府の立場に同情する。サン・フランシスコで話がでるであろうが、なんとか双方に満足できる方式が発見されるよう望む」といった。ここまで記録して「備忘録」は「今、午後1時15分である。これから今夕5時の羽田空港出発の仕度にとりかかる。執筆はどこでレジャーされるや。天気晴れてくる。いい飛行日和と思う……。 」とつけくわえている。

サン・フランシスコ会議が近づくにつれ事務局にまで陳情や要請にみえる方々があつた。また書面を送つてこられる向きもあつた。当時受領した陳情書・要望書のうち「日本海洋漁業協議会」の要望書は参考資料の部に他の資料とともに収録しておいた。

II 桑港編

(編注7)
あ と が き

— 9月2日の総理・アチソン・ダレス会談 —

全権団一行は、チャーターしたパン・アメリカン機でサン・フランシスコに向つた。第2の8月31日はホノルルに1泊。翌9月1日夜、同地発、2日午前11時(現地時間)サン・フランシスコ空港安着。一行はマークホプキンス・ホテルに投宿。総理・麻生夫妻と従者はスコット邸にいられた。

「備忘録」は、こう記録している。

第2の31日

午後5時半ホノルル着。

ロイヤル・ハワイヤンに宿泊。風呂を浴びて疲れを癒やす。ただ休息。

9月1日

8時起床。食堂で朝食。

総理は、午前、陸軍墓地に花輪をささげらる。

小畑くんと町に買いものにする。帽子と安全カミソリとアロハシャツとセーターを買う。セーターは夏服では涼しすぎて風をひく心配があるというので、ふたりとも買うことにした。これはいいことだつた。桑港の飛行場におりたつと冷い風がふいていた。ホテルに行くとスティームがはいつていたのだから……。

午後4時半から6時までロング知事の歓迎パーティに顔をだす。ハワイの有力邦人多数が招待されている。知事夫妻もきわめて好意的であつたし、邦人たちも立派だつた。頼もしいというか心づよいというか、かように海外に安住し生活をたのしむ同胞をもつて心ひそかにうれしく思つた。

夜、ロイヤル・ハワイヤンの食堂で食事をとり、飛行場に向うまでのひとときをワイキキの海辺を前にホテルの芝生で涼をとる。